

秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用

秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、営繕工事の運用を定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(1)①の「月曜日から日曜日」は「土曜日から金曜日」に読み替える。
- 2 「完全週休2日（土日）」の達成について、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。
- 3 要綱第2条(3)の「別に定める期間」は、次の①から④までの期間とする。
 - ① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ② 工事全体を一時中止している期間
 - ③ 施工計画書で定めた年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間
 - ④ 余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間
- 4 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所（現場休息）の確認方法
監督職員は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出させるものとする。
- 2 その他留意事項
 - ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
 - ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。
 - ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
 - ・ 週休2日の取組み状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 要綱第4条第1項の「別に定める工事」は、工程上の制約等の事情により週休2日制工事に適さないと判断した工事とする。
- 2 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合、発注工事毎に休日等が異なることは支障ない。
- 3 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」は、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。
- 4 要綱第4条第3項の「発注方式」は、完全週休2日（土日）工事を基本とする。ただし、完全週休2日（土日）工事による発注が困難と認められる場合については、月単位の週休2日工事とする。
なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

- 5 発注者は、特記仕様書に週休2日制工事であることを明示するものとし、別紙1のとおり記載する。

要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 工事成績評定の加点方法については、考査項目「4. 工事特性」細別「施工現場での対応」評価対象項目「施工状況（条件）に対応した施工・工法等」－「その他（理由：完全週休2日（土日）の達成（例：評価項目①、②、③））」に加点するものとする。なお、減点方法は要綱に定めるとおりとする。
- 3 要綱第3条第1項に基づき、休日作業日及び振替休日を監督職員に届け出ている場合、当該振替休日の設定により、施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保をおこなっているものとして、要綱第5条第1項【完全週休2日（土日）評価対象項目】②及び③の評価を行う。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

要綱第7条第1項で「別に定める」こととしている労務費等の各経費の補正は、行わないものとする。

附 則（令和3年3月11日 営－392）

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日 営－127）

この運用は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日 営－406 一部改定）

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日 営－425 一部改定）

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日 営－441 一部改定）

この運用は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日 営－992 一部改定）

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日 営－409 一部改定）

この運用は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年10月14日 営－519 一部改定）

この運用は、令和7年11月1日から施行する。

附 則（令和8年1月22日 営－733 一部改定）

この運用は、令和8年2月1日から施行する。

附 則（令和8年9月25日 営－468 一部改定）

この運用は、令和8年10月1日から施行する。